

水道料金（基本料金）の減免について

高根沢町では、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担を軽減するため、以下のとおり水道料金（基本料金）を減免します。

なお、本減免につきまして、お客様に行っていただく手続きはありません。

1. 支援内容 水道料金の「基本料金」の全額減免
2. 対象者 全ての町営水道使用者（公的機関を除く）
3. 対象期間 ◆東部・南部・北部地区のお客様
令和4年8月請求分（6～7月使用分）
◆西部地区のお客様
令和4年9月請求分（7～8月使用分）

(口径別)水道料金

(税込)

口径	基本料金(2か月分)		減免の金額 (2か月分)	超過料金 (1㎡当たり) 100㎡まで	超過料金 (1㎡当たり) 100㎡超
	水量	金額			
13mm	20㎡まで	3,410円	3,410円	187円	209円
20mm	20㎡まで	3,542円	3,542円	187円	209円
25mm	40㎡まで	7,062円	7,062円	209円	242円
30mm	40㎡まで	7,304円	7,304円	209円	242円
40mm	40㎡まで	7,392円	7,392円	209円	242円
50mm	40㎡まで	11,550円	11,550円	231円	242円
75mm	40㎡まで	12,452円	12,452円	231円	242円
100mm	40㎡まで	13,310円	13,310円	231円	242円

※検針票には減免前の水量、料金が記載されておりますので、記載の料金から基本料金を減免した金額がご請求金額になります。

※公共下水道に接続していない方で、減免対象月の使用水量が基本料金以内の方は、納付書の発行および口座振替がされません。

高根沢町上下水道課 業務管理係
高根沢町宝石台一丁目7番地1
TEL:028-675-2449
FAX:028-675-2445